

公 告

向日市まちづくり条例第45条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

令和6年11月12日

向日市長 安 田 守

1 開発事業者

住所 京都市西京区大枝東長町3番地511

氏名 京都建工株式会社 代表取締役 後藤良一

2 開発事業区域の位置

向日市寺戸町七ノ坪105番地

3 開発基本計画受付番号

第 10 号

4 開発事業区域の面積

200.20㎡

5 開発基本計画の名称

(仮称) 向日市寺戸町プロジェクト

6 予定建築物の用途

店舗付事務所ビル

7 縦覧場所

向日市寺戸町中野20番地

向日市役所都市整備部都市計画課

8 縦覧期間

令和6年11月12日から令和6年11月25日まで

9 特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第40条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

向日市都市整備部都市計画課

(2) 提出期限

令和6年11月25日（月）午後5時までに必着

添付資料 開発事業区域の位置図

